官　　報

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ノースウエスト航空日本支社労働組合から、職場閉鎖撤回及び従業員の雇用確保の要求に関して、平成24年10月12日以降、同組合の組合員が従事するデルタ航空会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年 10 月 11 日

厚生労働大臣　三井　辨雄

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、広島労働局の関係労働者を代表する者亀田睦雄の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年 10 月 11 日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成24年10月22日

４　推薦書及び添付書類提出先　広島労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、福岡労働局の関係労働者を代表する者中間徹の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年 10 月 11 日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、福岡労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成24年10月22日

４　推薦書及び添付書類提出先　福岡労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県自動車小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 11 日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間815円」を「１時間820円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 11 日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間799円」を「１時間804円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

公　　告

謄　本　頒

工場財団

東京都中央区日本橋茅場町二丁目８番４号**鹿島液化ガス共同備蓄株式会社**の工場財団に茨城県神栖市奥野谷字浜野6223番地65鹿島液化ガス共同備蓄株式会社鹿島事業所の工作物、機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 10 月 11 日

水戸地方法務局鹿嶋支局

有権者申出方

元当局所属公証人藤原藤一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 24 年 10 月 11 日　　東京法務局

元当局所属公証人古川忠一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年 10 月 11 日　　名古屋法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年10月１日から２年の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 24 年 10 月 11 日

山形地方法務局長　酒井　　修

記

氏名　鈴木　晴男

所属する司法書士会　山形県司法書士会

登録番号　山形第205号

事務所の所在地　山形県天童市老野森一丁目３番19号

違反行為　所得税法違反